【フランス】市営プールでのブルキニ着用に関するコンセイユ・デタ判決

海外立法情報課 奈良 詩織

*2022 年 6 月 21 日、最高行政裁判所であるコンセイユ・デタは、市営プールにおけるブルキーの着用を認める規則の施行停止を命ずるグルノーブル行政裁判所の判決を追認した。

1 フランスにおけるライシテ

第五共和制憲法が「フランスは、不可分の、非宗教的(laïque)、民主的及び社会的な共和国である」(第1条)と定めるように、ライシテ(laïcité)はフランス共和国の基本原理の一つである。ライシテは、具体的には国家と宗教の分離を意味しており、19世紀後半以降、主に政治や公教育からカトリックの影響を排除するために用いられてきたが「、現在はイスラームとの関係で問題とされることが多い。例えば、1980年代以降、公立学校におけるムスリムの女子生徒のヒジャブ(スカーフ)着用が問題となり、公教育の場におけるライシテを理由として、こうした女子生徒が退学処分となる事例が多数あった。2004年3月には、公立学校において、生徒が宗教的帰属をあからさまに示す標章や衣類を着用することを禁ずる法律が制定されている。

2016 年、ブルキニ(ムスリム女性向けの水着で、チュニック(長めのトップス)とスパッツにより全身を覆い隠すことができる)の公共海水浴場における着用について論争が起こり、複数のコミューン(市町村)でブルキニ着用が禁じられた。このうち、アルプ=マリティム県(Alpes-Maritimes)の2つの市で制定された禁止令について、ニース(Nice)行政裁判所は合憲と判示した。しかし、2016 年 8 月、コンセイユ・デタ(Conseil d'Etat) 3 は、往来の自由、信教の自由及び個人の自由等の基本的な自由を侵害するとして、これらの禁止令の停止を命じた。

2 ライシテに関する付託

2021 年 8 月 24 日の法律第 2021-1109 号⁴第 5 条により地方公共団体一般法典 5 L.第 2131-6 条 が改正され、「ライシテに関する付託(déféré laïcité)」が創設された。

L.第 2131-6 条は、県地方長官(préfet)⁶に、コミューンの法律行為の適法性について行政裁判所に提訴し、当該行為の執行停止を請求することを認める⁷。当該行為が公衆又は個人の自由を侵害し得る場合、行政裁判所の長は、提訴から 48 時間以内にその停止を命じなければならな

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年9月7日である。

¹ フランス革命以前は、カトリックが政治、社会、教育等に強い影響を持っていたが、革命以降に成立した共和制(特に第三共和制以降)では、共和制の基盤を確立するために政教分離が推進された。現在、フランス共和国における「平等」は、人々を、様々な属性(出自、宗教等)を捨象した「共和国市民」として平等に扱うことを意味する。

² Loi n° 2004-228 du 15 mars 2004 encadrant, en application du principe de laïcité, le port de signes ou de tenues manifestant une appartenance religieuse dans les écoles, collèges et lycées publics. https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000417977

³ 政府が準備する法律案等の諮問に応ずると共に、最上級の行政裁判所としての権限を持つ機関。

⁴ Loi n° 2021-1109 du 24 août 2021 confortant le respect des principes de la République. https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043964778>

⁵ Code général des collectivités territoriales. https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006070633

⁶ 県における国の代表者 (représentant de l'Etat dans le département) で、中央行政権に直属し、管轄地域において国を 代理し、一定の行政・司法警察の権限を有する。

⁷ 県については地方公共団体一般法典 L.第 3132-1 条、州については同法典 L.第 4142-1 条に類似の規定がある。

いが、法律第 2021-1109 号第 5 条により、ライシテ及び公共サービスの中立の原則を重大に侵害し得る場合にも 48 時間以内に停止を命ずることとなった (ライシテに関する付託) 8。なお、停止命令については、2 週間以内にコンセイユ・デタに上告 (破棄申立て) することができる。

3 市営プールにおけるブルキニ着用許可を巡るコンセイユ・デタ判決

2022 年 5 月、フランス南東部のグルノーブル市 (Grenoble) の市営プールにおけるブルキニ 着用許可をめぐり、「ライシテに関する付託」が初めて行われた。

(1) 経緯

2022年5月16日、同市市議会は、市営プールの規則の改正案を可決した⁹。改正後の同規則第10条は、衛生面及び安全面を理由に、市営プールで着用する水着は、原則として、水泳用の生地により作られた、身体に密着するものでなければならないが、例外的に「身体に密着しない、太ももの半分より短い長さの水着」を着用することを認めるという内容であった。この例外に該当するのはブルキニのチュニック部分であり、原則により認められるスパッツ部分と合わせることで、市営プールにおけるブルキニ着用を実質的に認めるものであった。

これに対して、グルノーブル市があるイゼール県 (Isère) の地方長官は、同規則の停止を求めて、グルノーブル行政裁判所に「ライシテに関する付託」を行った。同月 25 日、同裁判所は、地方長官の主張を認め、同市市営プール規則第 10 条の停止を命じた。

同年6月2日、グルノーブル市長は、この判決についてコンセイユ・デタに上告した。

(2) コンセイユ・デタの判決

同年 6 月 21 日、コンセイユ・デタは、2016 年の判決とは異なり、グルノーブル行政裁判所の判決を追認した¹⁰。その主な理由は次のとおりである。改正後の同市市営プール規則第 10 条は、①宗教的性格の要求を満たすためにブルキニ着用を許可することのみを目的とするものであり、②①のために、特定のカテゴリーに属する利用者(ブルキニを着用する女性)について、衛生面及び安全面を理由に定められる共通規則(身体に密着した水着の着用)の適用を除外するものと認定できる。公共サービスの運用について、対象が非常に限定的な例外規定を定めることで、その他の利用者による共通規則の遵守及び公共サービスの適正な運用が困難になり、利用者の待遇の平等が侵害される。これは、公共サービスの中立を損なうものである。

(3) 議論と判決の影響

コンセイユ・デタの判決後、グルノーブル市は、市営プールでのブルキニ着用を禁じた¹¹。しかし、同年7月28日、ブルキニを着用した女性3名が同市市営プールを利用し、同市市議会の野党議員らがこれに反発した。同年8月12日、同市市営プールにおける水着に関する規則運営は、ブルキニ着用を禁じたコンセイユ・デタの判決に反するとして、同野党議員らが市長を告訴している¹²。

⁸ 適用条件及び適用対象は、内務大臣による 2021 年 12 月 31 日の通達に定められる。

⁹ このグルノーブル市議会の議決に対して、公共の場におけるブルキニ着用を明確に禁ずるための議員提出法案が上下両院に複数提出された。

^{10 &}quot;Base de jurisprudence," 2022.6.21. Conseil d'Etat website https://www.conseil-etat.fr/fr/arianeweb/CE/decision/2022-06-21/464648

[&]quot;Les piscines municipales," 2022.8.29. Grenoble.fr website https://www.grenoble.fr/demarche/495/659-les-piscines-municipales.htm

^{12 &}quot;Burkini: l'opposition municipale de Grenoble annonce porter plainte contre le maire, Eric Piolle," 2022.8.12. Le Monde website https://www.lemonde.fr/politique/article/2022/08/12/burkini-l-opposition-municipale-de-grenoble-annonce-porter-plainte-contre-le-maire-eric-piolle_6137898_823448.html